

介護支援専門員実務研修における 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」について

介護支援専門員実務研修では前期研修と後期研修の間に実習があります。実習は2種類あります。一つは県内の居宅介護支援事業所で実習指導者のもと、利用者の居宅訪問を行うなど、実際の業務を体験する『見学・観察実習』です。もう一つは、自分自身で協力者（要介護者）を探し、アセスメントからケアプラン作成までの一連の流れを体験する『模擬ケアプラン作成実習』です。

実習の概要は次のとおりです。詳細は1月9日実習オリエンテーションの時に説明いたします。

1 目的

実習は、①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶこと、②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験し、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的とする。

2 内容 ※実習は2つあり、両方とも行わなければなりません。

- ・居宅介護支援事業所見学・観察実習
- ・模擬ケアプラン作成実習

3 居宅介護支援事業所見学・観察実習について

(1) 課題

一連のケアマネジメントプロセスの見学（アセスメント・プランニング・サービス担当者会議・モニタリング・給付管理）

(2) 実施方法

群馬県内の居宅介護支援事業所で、実務研修実習受入事業所として登録がある事業所にて行います。実習先は指定研修実施機関（群馬県社会福祉協議会）で指定し、平成31年1月9日（水）「実習オリエンテーション」時にご案内します。

(3) 実習指導者

原則として、介護支援専門員実務研修実習受入指導者研修を修了した主任介護支援専門員

(4) 実習期間

平成31年2月5日（火）～平成31年3月19日（火）の間

(5) 実習日程の要件

3日間程度（1日6時間程度）。3日間連続で実施する必要はありません。

実習時間の合計が3日間（18時間）相当になること。

例）半日の実習を2回で1日と換算。

※併せて「＜補足＞居宅介護支援事業所見学・観察実習日程の例」を参照ください。

(6) 実習日程調整

受講者毎に指定した実習先（事業所名）を、平成31年1月9日（水）実習オリエンテーション時にご案内しますので、受講者から実習先の指導者へ連絡を行い、実習日を調整してください。

4 模擬ケアプラン作成実習について

(1) 課題

実習協力者（要介護1～5の認定を受けた高齢者）を対象に面接を行い、アセスメントから居宅サービス計画書を作成する。

(2) 実施方法

受講者自ら実習協力者を探し、実習協力者と日程調整を行い、面接によるアセスメントを行います。アセスメントをもとに居宅サービス計画書を作成します。

(3) 実習期間

平成31年2月5日（火）～平成31年2月18日（月）の間

課題提出期限 平成31年2月18日（月）厳守

(4) 実習協力者の確保について

実習受入事業所で模擬ケアプラン作成実習の協力者を紹介することはできません。実習協力者を確保するための方法等については研修時にお伝えします。

<補足>居宅介護支援事業所見学・観察実習日程の例

例1

	1日目	2日目	3日目
9:30~	事務所で対面 遵守事項説明 実習概要説明 目標設定	訪問	訪問
		担当者会議	訪問
~16:30	訪問	訪問	振り返り 記録作成 実習課題指導 講評
	振り返り (1時間程度) 記録作成・質疑等	振り返り (1時間程度) 記録作成・質疑等	

例2

	1日目	2日目	3日目	4日目
9:30~	事務所で対面 遵守事項説明 実習概要説明 目標設定	訪問		訪問
		担当者会議		訪問
~16:30	訪問		訪問	振り返り 記録作成 実習課題指導 講評
	振り返り 記録作成・質疑等		振り返り 記録作成・質疑等	